

# 車いす・介護ベッド無料貸出し

(いちき串木野市社会福祉協議会)

高齢者や身体障害者等の日常生活の充実及び家族介護者の介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

## <対象者>

- ① 高齢者
- ② 身体障害者(手帳を所持している者)
- ③ ケガ、疾病等により一時的に必要とする者
- ④ そのほか本会が特別に必要と認めた者

## <貸与機関>

- 車いす・・・ 原則 2 週間以内  
(ただし、本会が特に必要と認めた場合は最長 1 か月とする。)
- 電動ベッド・・・ 原則 12 ヶ月以内  
(ただし、本会が特に必要と認めた場合は最長 2 年とする。)
- 年数を経た旧電動ベッド(頭、足側のボード部分が木製でなく鉄パイプ式のベッド・フット)及び手動ベッド …… 原則 5 年以内

※ 期限を設けている理由・・・限られた備品を出来るだけ多くの必要な方に、公平に利用していただくため。

## <利用手続き>

印鑑を持参のうえ「借用書」を提出し、家族等が直接、搬入又は返還を行っていただきます。(杜協での運搬はいたしません。)

※ 平成30年8月からの貸出について運用し、以前の既貸出については例外とする。